

意見書案第 8 号

公平かつ安全なブラッドパッチ療法の実施に向けた適切な措置を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年10月5日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

もろくま 英文

川上 陽平

尾花 康広

福田 まもる

井上 まい

とみなが ひろゆき

津田 信太郎

橋口 えりな

阿部 正剛

田中 たかし

石本 優子

篠原 達也

新村 まさる

中山 郁美

近藤 里美

公平かつ安全なブラッドパッチ療法の実施に向けた適切な措置を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、様々な症状に苦しんでいる多くの患者の声が、国へ寄せられたことを受けて、平成28年から同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となりましたが、保険適用の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」に該当しない患者がいるため、医療現場で混乱が生じています。

また、脳脊髄液の漏出は、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こりますが、頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うための治療は、診療報酬上の評価がされていません。

よって、福岡市議会は、政府が、上記の現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平かつ安全なブラッドパッチ療法の実施に向け、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請します。

- 1 脳脊髄液漏出症(減少症)の患者のうち、起立性頭痛を伴わない患者も保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けられることができるようにすること。
- 2 ブラッドパッチ療法を安全に行うため、X線透視下で治療を行うことができるよう、診療報酬上の評価を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣、厚生労働大臣 宛て

議長 名